

嬉野市さが未来アシスト事業費補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第90号

(趣旨)

第1条 市長は、人口減少及びこれに伴う地域の活力低下が顕著な地域を対象に、地域の住民団体等が自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、活力で満たされた魅力ある嬉野市を将来につなげるため、さが未来アシスト事業費補助金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において、嬉野市さが未来アシスト事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、制度要綱第2に規定する実質的過疎地域において交付対象事業を行おうとするNPO法人、市民活動・ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA等のCSO（Civil Society Organizations。以下「CSO」という。）とする。ただし、CSOについては、佐賀県内に主たる事務所を有する団体に限る。

(交付の対象経費及び補助率等)

第3条 補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率
制度要綱第4に規定する事業に要する経費	100分の95以内

2 前項の規定にかかわらず、当該経費のうち、さが未来アシスト事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）第2条に掲げる要件のいずれかを満たさない経費は、対象外経費とする。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(交付額の算出方法)

第4条 補助金の交付額は、個々の補助事業ごとに算出することとする。ただし、

算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条に規定する交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項に規定する補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(事業実施計画)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、事業実施計画を作成し、当該計画を市長に提出するものとする。

2 前項の事業実施計画は、県交付要綱に規定する実施計画書の様式により提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第2項及び第3項の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業について、次に掲げる変更を行う場合は、市長の承認を受けると。

ア 事業実施計画の変更(補助事業の目的等に影響を及ぼさない軽微な変更と認められる場合を除く。)

イ 補助金申請額の増減

ウ 補助対象経費区分間（ソフト経費又はハード経費）において、いずれか低い額の3割を超える増減

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号佐賀県農林水産商工本部長通知）の趣旨を尊重し、県内企業と契約するように努めること。
- (7) 補助対象者は、取得財産等について、県交付要綱に基づき取得財産等管理台帳を備え、管理すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることがあること。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 補助事業者は、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市

長に報告し、消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(12) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、市長は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(13) 補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、市長は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(14) 補助事業者、補助事業者の役員等が次のいずれかに該当する者であることが明らかとなったときは、市長は、当該補助金の交付決定の全部を取り消すこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク イ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

2 補助事業者が前項第2号の規定により市長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付決定前着手)

第8条 事業を実施する者が補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部において対象となった地域においてやむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合であって、着手前に事前着手承認申請書を市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により、市長に事前着手の承認を受けようとする場合の事前着手承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 事業を実施する者は、補助金事業の遂行状況に関し、市長が必要と認めて指示したときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第15条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。この場合において、その実績報告の内容は、県交付要綱第8条第1項に規定する実績報告書の様式により提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定があった年度の2月末日とし、その部数は1部とする。ただし、補助事業の完了が3月になる場合の提出期限は、補助金の交付決定があった年度の3月末日までとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定した補助金は、市長が必要と認めたときは、概算払で交付することができる。

2 規則第18条に規定する補助金の交付の請求時に提出する請求書は、様式第5号及び様式第6号のとおりとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。